

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成29年9月7日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成29年9月7日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 健康福祉部、教育部 | |
| 第88号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第89号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第90号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 陳情の審査 | |
| 精神障害者の交通運賃割引を求める意見書の提出を求める陳情 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 山崎祐一 | 副委員長 | 小野田直美 |
| 委員 | 浅尾洋平 | 鈴木達雄 | 鈴木眞澄 |
| 議長 | 下江洋行 | | |

欠席委員 長田共永

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部の副課長職以上の職員

参考人 坂田昌士

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 夏目佳子

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。本日は、長田共永委員から欠席届が提出されておりますので報告します。

本日は、6日の本会議において、本委員会に付託されました第88号議案から第90号議案までの3議案、及び議長から送付されました陳情について、審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第88号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第88号議案の質疑をさせていただきます。

ちょっと基本的なことで質疑させてもらいたいんですけど、この控除の対象になる方々が市内ではどのぐらいいるのか。

また、具体的に数字がなければ、どのぐらいの規模をこう想定しているのか。わかったら教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 済みません、今回の条例改正に伴う、影響する対象者という意味でしょうか。

それについては、今回の改正については、配偶者に関する税法に関する規定の見直しの、ひとり親の家庭なんですけど、県の補助事業としてやっているんですけど、その中で配偶者が精神または身体の障害によって長期にわたって労働能力を失っているときに、その扶養を受けてる方が母子家庭医療に該当するんですけど、配偶者が障害がある場合に、配偶者のいる母子家庭っていう形になるので、本市では1世帯、該当になります。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第88号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市立学校設置条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 ここの新城こども園なんですけど、定員20名の部屋を改修してですね、子供たちを入れる、未満児を入れるというふうに見込んでいるんですけど、これは20名ぐらい入る、来るだろうということを見込んでなのか、それとも部屋の大きさが大体それぐらいだったというようなことなのか、また別の理由があるのか、ちょっと教えてください。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 御質疑いただいた件ですが、まず保育所というか、最低基準がございます。そちらで床面積、1人当たり何平米というのを、1人当たりの面積が定められておりますので、まずそれをクリアするということと、あと認可を受けるに当たりまして、地域の需要量に合わせた形での供給量と、この2つから施設定員を定めることとさ

れておりますので、20名というのは現在、途中入園等を希望されてる方などを見込んで、なおかつ施設のほうでクリアできる、床面積がクリアできる人数というふうで設定させていただいております。

○山崎祐一委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうすると0歳児の場合は、3人に1人、保育について、1、2歳の場合は6人に1人つくわけなんですけど、何人の保育する人を見込んでいるのでしょうか。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まだこれから、来年度の入園申し込みが始まりますので、その人数を見て職員配置は、これは市全体の中で考えてまいります。

○山崎祐一委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 オーバーした場合、抽せんということですが、兄弟がそこにいるからということで、そういう優先というのはないのでしょうか。あくまでも、もう抽せんというような形になりますでしょうか。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 抽せんにつきましては、現在というか、最近でございますが、千郷東こども園がございました。

このときに、私どものほうも優先順位というのをつけさせていただいております、まずは時間的なものとか、御兄弟で上の子が通われてるような場合、ばらばらの園にということとは好ましいことではございませんので、そういった基準を設けております。その中でやっていきますが、20名で抽せんになるかどうかはまだこれも申し込みの状況によってになりますので、今のところは何とも言えないということでございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ちょっと先ほどの質疑の中の引き続きという形になるかな

とは思いますが、今回3歳未満児、見れるようになるということで、数のほうが20名程度の3歳未満児も見れるよということだと思うんですけど、例えば職員が20名最大お子さんがみえたってということになりますと、それを想定すると、スタッフさんっていうのは大体何人ぐらいっていうことを想定しているのでしょうか。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 例えば1、2歳児で、まず最初、スタートは、0歳児は今、考えておりません。リスクがございますし、まず1、2歳児でスタートを切る予定でございます。そちらになりますと、6人に1人ということなので、最大で4名の職員が必要になるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、入園の申し込みの状況によって職員配置を全体で決めてまいりますので、もしかしたら人数が少なくて1名の配置なのかもしれません。それはそのときの状況ということでございます。

○山崎祐一委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そういうことってということで、0歳は、スタートはちょっとリスクが大きいと言うか、大変なので、1、2歳から始めて、大体4名ぐらい数によるんだけれども、確保が要るかなということだったと思うんですけど、そうなりますと、スタッフなんですけど、スタッフの雇用形態というのは、どういうふうなことを考えているのか、教えていただきたいと思います。正規雇用なのか、非正規雇用なのか。身分がもしも採用するときのこと、想定していること、わかったら教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 職員の配置につきましては、初めて始めるところになりますので、確実に、3歳未満児経験のある正規職員1名の配置はやっていきたいなというふうに考えております。

あとの状況につきましては、やはり先ほどから申し上げておりますが、全体の中でのバランスを取ってまいりますので、今ここで何名というふうにお答えができる状況ではございません。御理解いただきたいと思っております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第89号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 中央公民館、これを分館として、やめるためということで、これは諏訪の公民館という位置づけはわかったんですけども、この中に土地は、ここには入ってないんですけども、前日の質疑の、本会議の質疑の中でも、土地についての話は出ておりませんでしたけども、建物だけをという理解でいいのか、土地についてのどういう処遇なのか。その点について。

○山崎祐一委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 今回は、補正のほうで、お願いしております土地、建物の取り

壊しがあります。建物を取り壊した後、土地のみを地元の区のほうへ移管するという内容になっております。

○山崎祐一委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 土地が市の土地だという理解でいいですかね。

○山崎祐一委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 市の名義の土地になっております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第90号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情審査のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時46分

[参考人入室]

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者、新城市精神障害者家族会会長、坂田昌士氏から提出されました「精神障害者の交通運賃割引を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本日は、参考人として、会長、坂田昌士さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会に御出席賜りまして、ありがとうございます。

委員会を代表して、心からお礼申し上げます。

忌憚のない御意見をお述べいただけるよう、お願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員から質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、坂田さん、よろしくお願いいたします。

○坂田昌士参考人 本日は、大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

御紹介いただきました家族会の坂田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書を提出をさせていただきましたので、その内容につきまして、若干、私から説明とお願いを申し上げます。

皆さん御承知のように、障害者につきましては、身体障害者、制度上、制度におきまして、身体障害者、知的障害者、それから精神障害者の3つに区分をされておきまして、それぞれ障害者として制度で認められてるところでございます。

それから、御承知のように、昨年4月には、障害者差別解消法が施行されまして、法律面では整備が図られたというふうに思っておりますが、ところで最近の、現在の実態について、若干申し上げますと、この鉄道、バスを初めとする交通機関におきまして、身体障害者と知的障害者に対する運賃の割引制度が設けられておりますが、精神障害者は対象になっておりません。

このように、同じ障害者でありながら、身

体障害者及び知的障害者と大きな格差が生じておるところでございます。

そして、本日の課題でもあります障害者の自立や社会参加を促進するためにも、交通機関など、移動支援の確保が必要不可欠というふうに思っております。

どうか各種の交通事業者の皆様には、JRだとか民間鉄道などを対象に、障害者に対する交通運賃割引制度を設けていただき、障害者の経済負担を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、ここで少し私どもの取り組みにつきまして、経過について若干申し上げますと、5年前に愛知県家族会、私どもの上部団体と思っておりますが、愛知県家族会連合会が愛知県バス協会に要望書をお願いをしております。

それから、続いてその後、2年間かけまして、県下家族会51団体、私ども51団体ありますが、JRや、それから精神障害者の運賃割引制度について、JRへ署名活動などの取り組みをするための活動で、国のほうへ提出を勝手ながら出させていただいております。

それから、議会の関係でございますが、2016年7月には、愛知県議会、翌年の3月には名古屋市議会それぞれ御採択をいただき、以後7つの市町の議会が採決をさせていただいております。

それから、この9月議会におきましては、東三河の5市に、それぞれ家族会から審査をお願いしている状況でございます。

それから、もう1件、ちょっと参考に申し上げますと、新城市内の障害者の件数、障害者の数でございますが、本年の4月1日現在、知的障害者384名、精神障害者が345名、それから身体障害者が1,932名でございます。いずれも手帳を所持してみえる方ばかりでございます。

簡単でございますが、以上、よろしく御審議いただきますように、お願い申し上げます。

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。

参考人からの説明、意見が終わりました。

参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げておきますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言願います。

また、委員に対しての質疑はできませんので、あらかじめ御了承ください。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 きょうは、お越しいたきてまして、ありがとうございます。

こちらの陳情のほうの下の方に、精神障害者も身体障害者や知的障害者同等に交通運賃割引制度の適用を求めるといふようなことなんですけど、ちょっと調べますと、障害によっておのおの、これは使えたり使えなかったりというのがあるんですね。

J R各社旅客運賃等の割引というのは、身体、知的と介護者。鉄道、近鉄も同じなんですけど、名古屋のほうの市営バスになると、精神障害者が入ったり、リニモも精神障害者等入ってます。

この同等というの、主にどこどこあたりを割引してもらえるとありがたいというふうに思ってるのか、教えていただけますでしょうか。

○山崎祐一委員長 坂田さん、お願いします。

○坂田昌士参考人 今回の本当のお願いの趣旨は、J R。全国的な運動の展開の中で、J Rにお願いして、J Rにやっていただければ大きいから、こう広がって、民間にも行くんじゃないかということで、ねらいはJ Rでございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 きょうは、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

私もこういった皆さんが5年も前から活動

をされてきたってということで、本当に大事なことをしていただけてる。ありがたいなというふうに思っております。

やっぱり先ほど精神障害者の方だけがこう対象になっていないってということで、本当に早くこれは是正すべきことだなんていうふうに話を聞きながら思っております。

こういった中で、この精神障害者の方々がこう家族会として活動されてるってことなんですけど、やはりこういったJ Rのことも、もちろんやらないとね、いけないってことはわかるんですけど、ほかにもやっぱり生活の中でとか、そういった家族会の中で、ここは行政でやっていただきたいとか、そういったことをほかにもこう要望はあるのかどうかって言うか、全体的にちょっと教えていただければと思います。

○山崎祐一委員長 坂田さん。

○坂田昌士参考人 今、浅尾委員の御質疑は、福祉の、いわゆる本日陳情でお願いした問題とはかけ離れておりますが、答えていいですか。

ちょっと私、専門家ではございませんので、今、多分おっしゃったのは、福祉の関係で、障害者の方からいろんな課題や問題が幾つか出ておらんかということですよ。

それは結構お話しすると、すごく時間もかかる話です。

いろいろな面で、市のほうとか県のほうとか、また地道に家族会としても運動しながら取り組んでまいりますので、その際には、ぜひひとつお力添えをいただきたい。そのように思います。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 きょうは、ありがとうございます。

交通運賃ということで、いわゆる外に出かけるということでございますけども、現状で

すね、精神障害者の方は、いわゆる自立と言いましょか、1人で生活できる、出かけられる。人によっても恐らく違うと思うんですが、全体的な話として、どういう状況があるのかなど。現状でございますけども。

と、あと介助とか、だれか付き添いは必要な状況が多くあるのかどうか。そのあたりのことを少し伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 坂田さん。

○坂田昌士参考人 実際の御質疑ですが、私もね、余り調査もしてないし、実態をはっきりつかんでおりません。何となく感じでございますが、これ見ますと、手帳の所持者が345名でしたかね、認定されている。これ以外にも病院に通ったりしてる方、かなりおりますので相当人数あると思うんですが、申し上げますと、社会福祉法人としてはそうですけど、あそこが30名弱ぐらい、毎日あそこは病院から帰った、あるいは自宅にあってということで、ある程度、一般の企業では働けないが、生活や、いわゆる働く前段の療育ぐらいはできるということで、訓練をして、内職作業しとるんですけどね、その方が30名ぐらい前後の方がこう来ていると。

あとは、自宅だとか、それから自宅のお仕事を手伝うとか、農業やるだとか、あるいは一部には一般の民間に近い作業所、そこ行ってみえる方もいますけどが、全体の数字からいくと、もう半分にはちょっと行かないかなと思ったけど、その辺ちょっとわかりません。

○山崎祐一委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先ほどJRでということ、これ全国的にJRをお願いしたいということですけども、駅まで行くのは自力で行けるのか、その間の交通機関の問題も、次はそういうところへもお願いしていきたいというのが含まってるのか、JRだけじゃなくて、自分の家からJRのところへ行く間、歩いて行けるとこと歩いて行けないところもあるもので、そういうものも対象の中には入ってなくて、

JRだけという、先ほど言われたように、JRだけという理解でいいですね。

○山崎祐一委員長 坂田さん。

○坂田昌士参考人 はい、今回の運動は、全国的な運動を起こして、とにかくJRを何としてでも動かしてもらおうというのが一番の目的ですので、今、委員の方から御質疑のあった、地域での家庭の問題とか、そういった問題については、余り今回考えておりません。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、ありがとうございました。

御退席ください。

この際、しばらく休憩いたします。

〔参考人退室〕

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

○山崎祐一委員長 では、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決いたします。

本陳情は、採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

この際、委員長からお諮りいたします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2 時02分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一